

あま市簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : あま市

事 業 名 : あま市簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 5 3 年 1 月 1 日	計画給水人口	2,500 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法 適 (財 務)	現在給水人口	1,172 人
		有収水量密度	5.26 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他		
施 設 数	浄水場設置数	0	管 路 延 長 8.17 千m
	配水池設置数	1	
施 設 能 力	750 m^3 /日	施 設 利 用 率	49.5 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	簡易水道料金は、基本料金及び従量料金で構成されています(あま市簡易水道事業給水条例第24条)。限りある水資源の乱用を抑制するため、大量に使うほど単価が上昇する通増型の料金体系を採用しています。	
料 金 改 定 年 月 日 (税率変更による改定を含まない。)	平成 2 3 年 4 月 1 日	

④ 組織

<p>簡易水道事業は上下水道部上水道課が所管し、所管する地区は甚目寺地区のうち栄地区です。なお、七宝地区及び美和地区については水道事業が所管し、甚目寺地区のうち栄地区以外の地区については名古屋市の給水区域となっています。</p> <p>正職員は3名です。</p> <p>水質検査は民間に委託しています。</p> <p>上下水道部上水道課 3名(簡易水道係3名)</p>
--

(2) これまでの主な経営健全化の取組

<p>平成22年3月22日に七宝町、美和町及び甚目寺町が合併してあま市となり、甚目寺町簡易水道事業はあま市簡易水道事業となりました。当該事業の給水区域は名古屋市水道事業の給水区域に囲まれており、また、名古屋市から分水を受けて給水を行っている関係から、現在は名古屋市から直接給水することを検討するなど、名古屋市との連携を視野に入れた経営合理化のための方策を練っています。</p> <p>上記のほか、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくため、平成31年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用しています。</p>

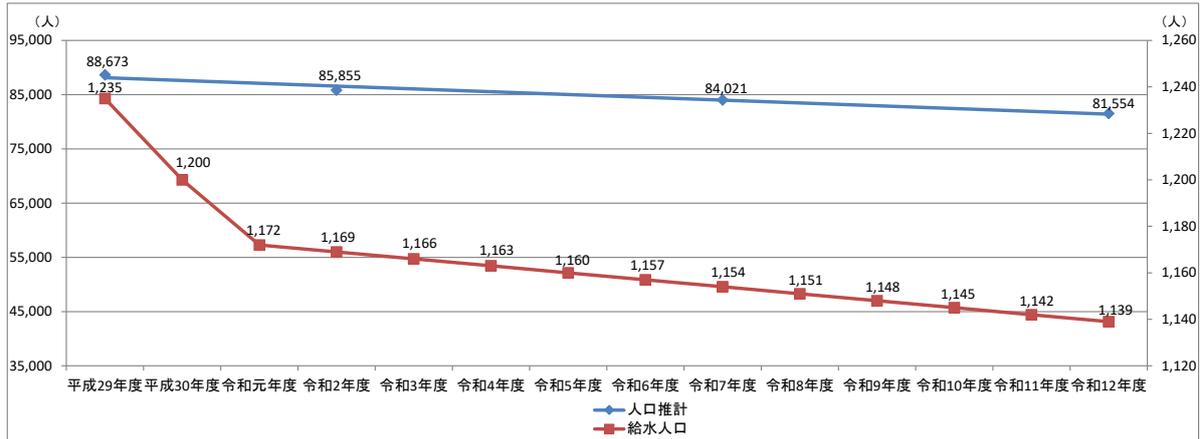
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>このことについては、別添の経営比較分析表を参照してください。</p> <p>経営の健全性・効率性の指標はおおむね良好な数値を示しているものの、給水に係る費用を料金収入で賄えず、不足する分を他会計繰入金に頼る体質が慢性化しています。また、老朽化の状況については、主に管路の老朽化が懸念されるため、今後は計画的な更新を検討する必要があります。</p>
--

2 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

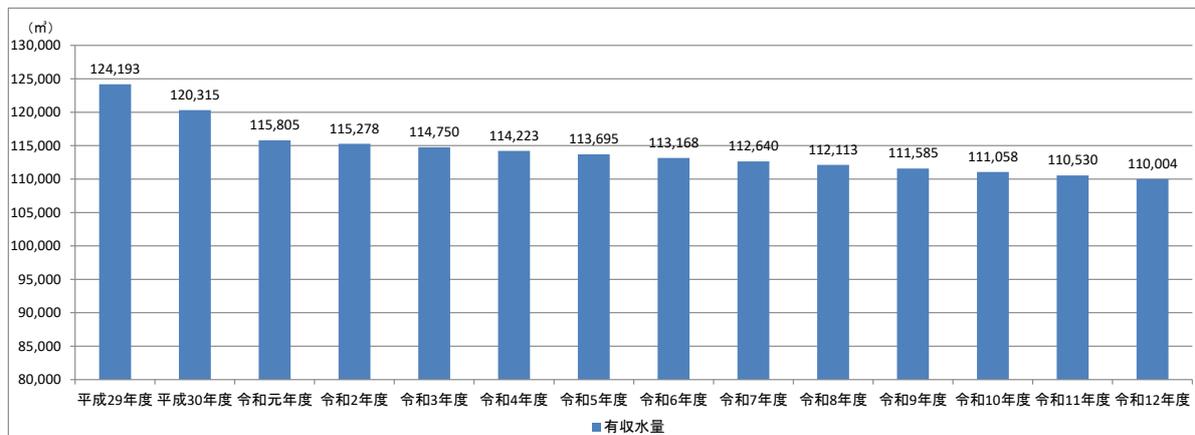
あま市人口ビジョンの人口推計を参考に、給水人口の変動を予測しています(令和元年度までは実績値)。



あま市の人口は増加傾向にありますが、地区別にみると、増加しているのは甚目寺地区のみで、簡易水道事業の給水区域である栄地区は減少傾向にあります。よって、給水人口も人口ビジョンで想定する人口と同水準で減少すると想定し、令和元年度で1,172人のところ、令和12年度で1,139人まで減少すると予測しています。

(2) 水需要の予測

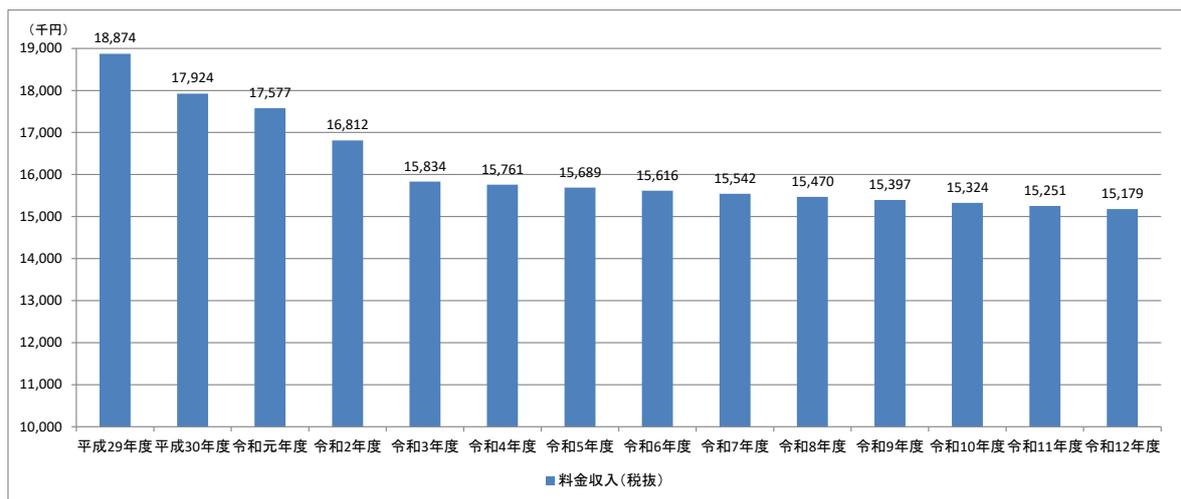
過去からの推移を見ると、給水人口の減少に伴い有収水量も減少しており、有収水量と給水人口の間には強い相関関係があります。そのため、給水人口の推計に一人当たり有収水量を乗じて将来の有収水量を予測しました(令和元年度までは実績値)。



今後も給水人口は漸減していくと想定すると、水需要も減少していくと予想され、令和元年度の有収水量は115,805m³のところ、令和12年度は110,004m³まで減少することが見込まれます。

(3) 料金収入の見通し

料金収入は、料金改定がない限りは有収水量に比例します。そのため、料金収入の予測は、有収水量の予測をベースに調定額及び収納率を考慮して算出しています(令和元年度までは実績値。平成29年度及び平成30年度は地方自治法上の特別会計であるため収入済額。令和元年度及び令和2年度は消費税の免税事業者であるため税込額)。

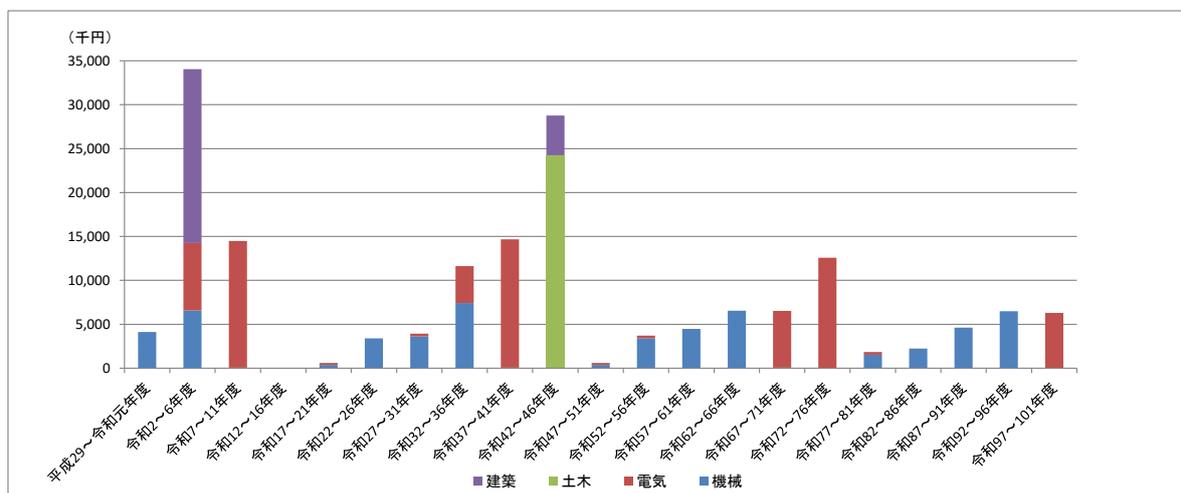


料金収入は、有収水量の予測に比例して減少すると見込んでいます。収納率は、過去の平均と変わらないと想定し、計画期間内での料金改定は見込んでいません。

(4) 施設の見通し

ア 配水場設備の更新需要

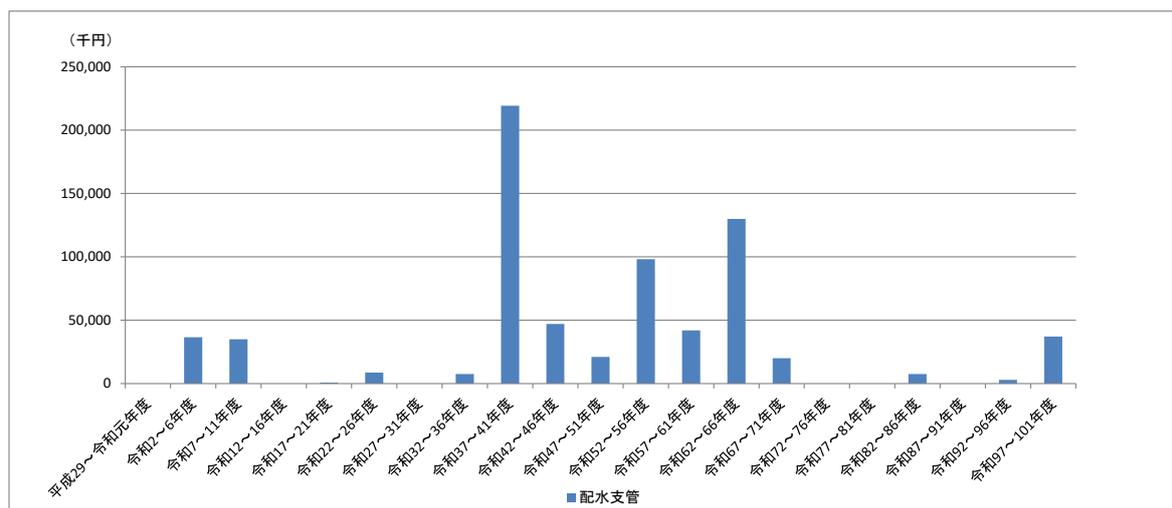
簡易支援ツールを用いたアセットマネジメントにより算出しました。配水場設備を工種別に分類し、更新基準を建築70年、土木73年、電気25年、機械24年及び計装21年に設定しています(令和元年度までは実績値)。なお、下記グラフにおいては計装を電気を含めています。



配水池が更新時期を迎える頃にピークが現れます。おおむね30年スパンで階段状に更新需要が現れます。

イ 管路の更新需要

簡易支援ツールを用いたアセットマネジメントにより算出しました。令和元年度末における管路の延長距離は、配水支管8,167.65メートルです。更新基準はダクタイル鋳鉄管80年、ポリエチレン管60年及び硬質塩化ビニル管40年です(令和元年度までは実績値)。



およそ40年後から70年後までの間で更新需要が高まります。

(5) 組織の見通し

現在は、簡易水道事業の職員についても水道事業の企業職員を兼務し、お互いに協力し合うことで人件費を削減しています。また、水道施設の維持管理や検針業務を委託することにより、事業の効率的な運営を図っています。

今後は経営環境の変化に応じて逐次人員配置や委託業務の見直しを行っていきます。

3 経営の基本方針

簡易水道事業では、水道事業と同様に「安全な水を安定的に供給するあま市の水道」を基本理念に、業務の効率化と費用削減に積極的に取り組み、財政基盤強化のため収入の確保に努め、一般会計との負担区分の適正化を図りながら独立採算を考えた企業経営を目指します。また、企業債等を活用して資金を的確に調達していくことにより安定した経営を行い、清浄で安全な水を安定的に供給していきます。

4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水道の安定的な供給を維持します。
-----	------------------

近年、老朽化が進む配水場施設や配水管を更新することは、あま市に限らず全国の水道事業者にとって喫緊の課題になっています。前述のとおり、このまま簡易水道事業の経営を維持しようとすると、多額の更新需要が今後生じる可能性が高いと考えられます。この問題を解決するための方策として、現在分水を受けている名古屋市からの直接給水を検討しています。配水施設を通さず名古屋市から直接給水することができれば、配水施設の更新が不要になるため大幅な費用削減になります。実現を目指して名古屋市との交渉を継続していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	能率的な経営を持続し、適正な投資と財源の確保により経営基盤を強化します。
-----	--------------------------------------

料金収入は、給水人口及び有収水量の推移を考慮して積算しています。
 企業債は、建設改良費に対して充当率100パーセントを想定しています。
 繰入金は、収益的支出においては、維持管理費、企業債利子等の費用に対して料金収入等の自己財源を充て、なお不足した分を他会計補助金として繰り入れています。また、資本的支出においては、建設改良費に対して企業債を充て、他会計補助金又は他会計出資金として繰り入れたものを企業債償還金に充てています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費は、職員3名を維持する想定で積算しています。
 動力費は、配水量の減少に伴い配水ポンプ稼働のための電気料金が減少するため、漸減としています。
 修繕費は、配水管の漏水修繕工事等を見込んで、一定額を確保しています。
 減価償却費は、既存の固定資産データ及び投資・財政計画(収支計画)により取得する固定資産を見込んで積算しています。
 支払利息は、令和2年度以降に借り入れる分については、年利1パーセントで積算しています。

検針業務を委託することにより、職員の増加を抑制しています。
 起債については、固定金利方式を採用しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	市営の継続を前提としつつ、民間の能率的経営手法を取り入れていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	管路更新の際には、適切な口径になるよう配慮します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	配水ポンプ等の設備の更新の際には、その更新時にあったスペックのものを選択します。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	投資・財政計画(収支計画)のとおり、企業債償還金の変動が大きく見込まれないため、資本費平準化債の借入等は想定していません。
広 域 化	給水区域が名古屋市の給水区域に囲まれているため、名古屋市との連携を今後とも進めていきます。
そ の 他 の 取 組	前述のとおり、名古屋市との連携を進めることによる費用削減効果は高いため、今後とも積極的に推進していきます。

② 財源についての検討状況等

料 金	公営企業である以上、費用は利用者に支払っていただく料金で賄うのが基本ですが、本市の簡易水道事業では給水に係る費用の一部を料金で賄えない状況にあります。喫緊に料金改定を行う予定はありませんが、利用者の負担を過大にしない範囲で料金体系の見直しを随時検討します。
企 業 債	建設改良費の財源については、水道事業債を活用することを原則とします。
繰 入 金	料金で賄えない費用に対して一般会計からの繰入金を充てることにより収支を合わせています。
資産の有効活用等による 収入増加の取組	一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあるため余剰資産がなく、資産の有効活用等は困難な状況にあります。
そ の 他 の 取 組	起債については、金利変動リスクを避けるため、固定金利方式による借入を原則とします。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	職員で行うべき業務と委託すべき業務を区別・精査することにより、無駄な費用を生まないよう努めます。
修 繕 費	供用開始から40年以上が経過しており、今後は修繕費が増大する可能性があるため、維持管理に注意を払い、多額の修繕費を要する事態になることを未然に防ぎます。
動 力 費	設備の更新の際には省エネルギーに対応したものを導入することに努め、電気料金等の節減を心掛けます。
職 員 給 与 費	職員に対する事務の配分を最適化し、時間外勤務手当等の追加費用の発生をできるだけ抑制します。
そ の 他 の 取 組	有収率の維持・向上を図るため、漏水調査に取り組んでいきます。

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度決算の結果を分析し、進捗管理を行います。その結果が事業計画と大きくかい離したときは、経営戦略の見直しを行います。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

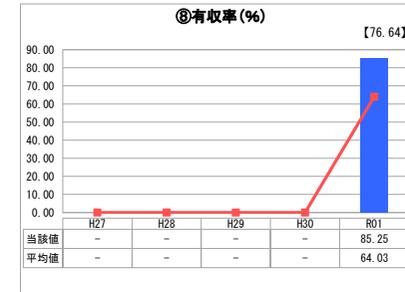
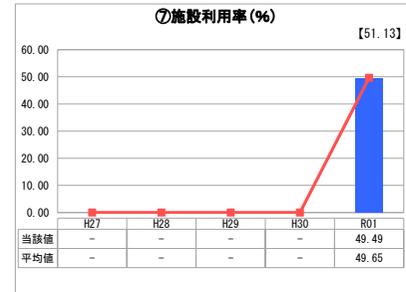
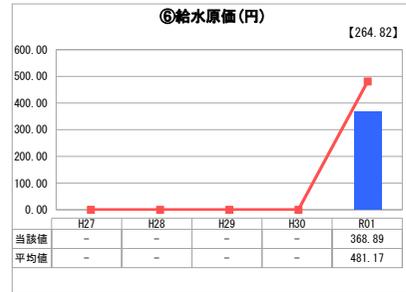
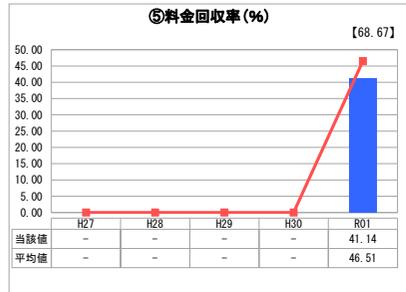
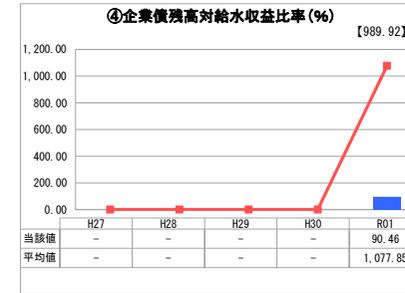
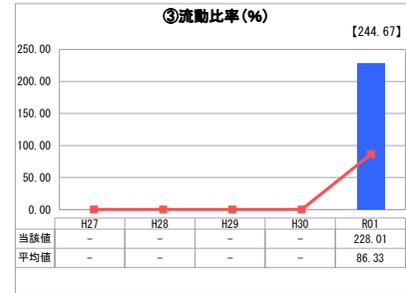
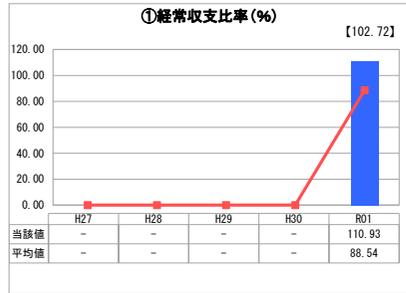
愛知県 あま市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり客産料金(円)	
-	64.59	2.46	2,425	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
89,225	27.49	3,245.73
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,172	0.22	5,327.27

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

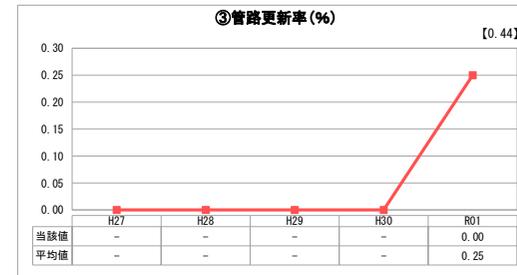
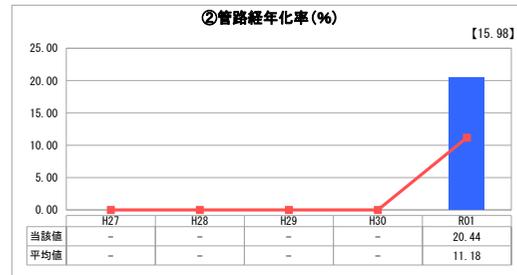
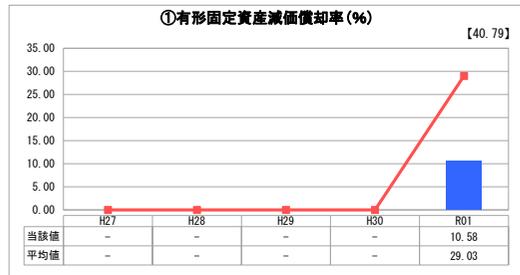
1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、平均値を上回るものの、⑤料金回収率に見られるように、料金収入で賄えない費用の財源に他会計繰入金を充てているため、引き続き費用削減等の経営改善に取り組みます。
 ②累積欠損金はありますが、給水収益は減少傾向にあるため、引き続き費用削減等の経営改善に取り組みます。
 ③流動比率は、平均値を上回っており、支払能力は十分に確保されています。
 ④企業債残高対給水収益比率は、平均値を下回っていますが、今後は建設改良費に企業債を充てていくことにより、当該指標は上昇していくと考えられます。
 ⑤料金回収率は、⑥給水原価が高い水準にあるため、平均値を下回っています。費用削減と料金収入の確保に努めます。
 ⑥給水原価は、平均値を下回るものの、小規模な事業であるためスケールメリットが働かず、割高になっています。投資の効率化や維持管理費の削減に努めます。
 ⑦施設利用率は、平均値とほぼ同等であるため、適切な施設規模を維持できていると考えられます。
 ⑧有収率は、平均値を上回るものの、低下傾向にあるため、漏水調査等に努めます。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、平均値を下回っているため、固定資産全体を見ると老朽化は進んでいないようですが、②管路経年率は、平均値を上回っており、管路については老朽化が進んでいると考えられます。
 しかし、③管路更新率がわかるように、管路の更新は人的、財政的制約から進んでおらず、今後は計画的な更新を検討する必要があります。

2. 老朽化の状況



全体総括

1. 経営の健全性・効率性の指標はおおむね良好な数値を示しているものの、⑤料金回収率に見られるように、給水に係る費用を料金収入で賄えず、独立採算には程遠い状況にあるため、引き続き経営の効率化に努めます。
 2. 老朽化の状況については、主に管路の老朽化が懸念されるため、その計画的な更新を検討していきます。
 上記の課題を解消するため、主に隣接する名古屋市との連携強化に努めます。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決 算)	(決 算)											
收 益 的 収 入	1 営 業 収 益 (A)	17,733	16,973	15,997	15,924	15,852	15,779	15,705	15,633	15,560	15,487	15,414	15,342	
	(1) 料 金 収 入	17,577	16,812	15,834	15,761	15,689	15,616	15,542	15,470	15,397	15,324	15,251	15,179	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他	156	161	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	
	2 営 業 外 収 益	32,876	35,085	32,551	32,796	33,010	33,481	33,535	33,178	32,790	31,405	30,813	31,084	
	(1) 補 助 金	29,576	31,884	29,585	29,916	30,101	30,282	30,316	30,344	30,387	29,152	28,404	28,424	
	他 会 計 補 助 金	29,576	31,884	29,585	29,916	30,101	30,282	30,316	30,344	30,387	29,152	28,404	28,424	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	2,900	2,900	2,874	2,788	2,817	3,107	3,127	2,742	2,311	2,161	2,317	2,568	
	(3) そ の 他	400	301	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	
	収 入 の 計 (C)	50,609	52,058	48,548	48,720	48,862	49,260	49,240	48,811	48,350	46,892	46,227	46,426	
	1 営 業 費 用	45,569	47,741	46,954	46,610	46,735	47,065	46,771	46,301	45,592	45,263	45,561	45,546	
	(1) 職 員 給 与 費	18,385	19,198	19,539	19,539	19,539	19,539	19,539	19,539	19,539	19,539	19,539	19,539	
基 本 給 与 費	9,604	9,889	10,162	10,162	10,162	10,162	10,162	10,162	10,162	10,162	10,162	10,162		
退 職 給 付 費	1,437	1,393	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420		
そ の 他	7,344	7,916	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957		
(2) 経 費	23,233	24,644	23,273	23,189	23,106	23,022	22,936	22,853	22,769	22,685	22,601	22,518		
動 力 費	988	984	891	887	883	879	875	871	867	863	859	855		
修 繕 費	2,647	5,801	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682		
材 料 費														
そ の 他	19,598	17,859	17,700	17,620	17,541	17,461	17,379	17,300	17,220	17,140	17,060	16,981		
(3) 減 価 償 却 費	3,951	3,899	4,142	3,882	4,090	4,504	4,296	3,909	3,284	3,039	3,421	3,489		
2 営 業 外 費 用	52	49	1,172	1,216	1,412	1,604	1,650	1,689	1,743	1,732	1,770	1,801		
(1) 支 払 利 息	34	34	158	285	482	675	722	762	817	929	1,045	1,077		
(2) そ の 他	18	15	1,014	931	930	929	928	927	926	803	725	724		
支 出 の 計 (D)	45,621	47,790	48,126	47,826	48,147	48,669	48,421	47,990	47,335	46,995	47,331	47,347		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	4,988	4,268	422	894	715	591	819	821	1,015	△ 103	△ 1,104	△ 921		
特 別 利 益 (F)			25,000											
特 別 損 失 (G)	1,528		25,000											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,528													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	3,460	4,268	422	894	715	591	819	821	1,015	△ 103	△ 1,104	△ 921		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	3,460	7,728	8,150	9,044	9,759	10,350	11,169	11,990	13,005	12,902	11,798	10,877		
流 動 資 産 (J)	17,463	19,606	19,564	18,420	20,230	21,307	21,640	21,975	20,212	19,564	20,355	20,092		
う ち 未 収 金	1,413	1,676	4,960	1,264	1,230	1,205	1,185	1,170	1,158	1,148	1,139	1,131		
流 動 負 債 (K)	7,659	11,084	10,809	10,177	11,177	11,772	11,956	12,141	11,167	10,809	11,246	11,101		
う ち 建 設 改 良 費 分	1,213	1,988	2,317	2,730	3,757	4,379	4,590	4,802	3,855	3,524	3,988	3,870		
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金	4,950	7,580	6,943	5,898	5,871	5,844	5,817	5,790	5,763	5,736	5,709	5,682		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	17,733	16,973	15,997	15,924	15,852	15,779	15,705	15,633	15,560	15,487	15,414	15,342		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 事 業 の 規 (P)	17,733	16,973	15,997	15,924	15,852	15,779	15,705	15,633	15,560	15,487	15,414	15,342		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

(注)令和元年度及び令和2年度は消費税の免税事業者であるため税込額

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算 見込み)										
資本的 収入	1 企業債		3,000	35,800	20,400	20,400	6,400	6,400	8,100	14,000	14,500	6,200	
	うち資本費平準化債												
	2 他会計出資金				148	334	796	1,076	1,171	1,267	1,386	1,586	1,795
	3 他会計補助金				181	408	973	1,316	1,431	1,548	1,694	1,938	2,193
	4 他会計負担金												
	5 他会計借入金												
	6 国(都道府県)補助金												
	7 固定資産売却代金												
	8 工事負担金												
	9 その他												
計 (A)		3,000	35,800	20,729	21,142	8,169	8,792	10,702	16,815	17,580	9,724	3,988	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)		3,000	35,800	20,729	21,142	8,169	8,792	10,702	16,815	17,580	9,724	3,988	
資本的 支出	1 建設改良費	160	3,102	35,867	20,497	20,473	6,468	6,479	8,119	14,048	14,531	6,278	
	うち職員給与費												
	2 企業債償還金		1,213	1,988	2,317	2,730	3,757	4,379	4,590	4,802	3,855	3,524	3,988
	3 他会計長期借入返還金												
	4 他会計への支出金												
	5 その他												
計 (D)	160	4,315	37,855	22,814	23,203	10,225	10,858	12,709	18,850	18,386	9,802	3,988	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	160	1,315	2,055	2,085	2,061	2,056	2,066	2,007	2,035	806	78		
補填 財源	1 損益勘定留保資金	160	1,315		880	2,061	2,056	2,066	2,007	2,035	806	78	
	2 積立金取崩額												
	3 繰越工事資金												
	4 その他			2,055	1,205								
計 (F)	160	1,315	2,055	2,085	2,061	2,056	2,066	2,007	2,035	806	78		
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	15,900	17,687	51,499	69,582	87,252	89,895	91,916	95,426	104,624	115,269	117,945	113,957	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算 見込み)										
収益的 収支分		29,576	32,922	54,585	29,916	30,101	30,282	30,316	30,344	30,387	29,152	28,404	28,424
	うち基準内繰入金	17	623	1,079	1,149	1,258	1,364	1,390	1,412	1,443	898	575	592
	うち基準外繰入金	29,559	32,299	53,506	28,767	28,843	28,918	28,926	28,932	28,944	28,254	27,829	27,832
資本的 収支分					329	742	1,769	2,392	2,602	2,815	3,080	3,524	3,988
	うち基準内繰入金				181	408	973	1,316	1,431	1,548	1,694	1,938	2,193
	うち基準外繰入金				148	334	796	1,076	1,171	1,267	1,386	1,586	1,795
合 計		29,576	32,922	54,585	30,245	30,843	32,051	32,708	32,946	33,202	32,232	31,928	32,412